



平成 29 年 1 月 24 日
海事局 海洋・環境政策課
総合政策局 海洋政策課

国際的な船舶燃料油の規制に関し、 船社間の公平な競争条件を確保するための仕組み作り（不正防止等）を開始

～ 国際海事機関第 4 回汚染防止・対応小委員会(PPR4)の審議結果について ～

国際海事機関（IMO）は、PPR4 を平成 29 年 1 月 16 日から 20 日まで英国ロンドンの IMO 本部で開催し、国土交通省からは 3 名が出席しました。

海洋汚染防止条約に基づき、船舶燃料油の硫黄分濃度が現状の 3.5%以下から 2020 年に 0.5%以下に強化されますが、船社間の公平な競争条件を確保するため、具体的な不正防止対策等についての検討を引き続き進めていくこととされました。

IMOでは、船舶からの硫黄酸化物（SO_x）及び粒子状物質（PM）排出削減のため、燃料油中の硫黄分濃度を規制しており、2020年から世界の全海域において規制値（現行3.5%以下）が0.5%以下に強化されます。（海洋汚染防止条約、別紙 1 参照）

今次会合では、同規制の世界的な順守の観点から、以下の事項について審議され、具体的な検討を引き続き進めていくこととされました。

① 規制に適合しない燃料油の不正使用を防止するための立ち入り検査

規制非適合油（硫黄分が規制値を超えているもの）の不正使用により、船社の競争条件に差が出ることを防止するため、条約上認められている寄港国の立ち入り検査につき、その具体的な実施手順を策定する。

② 規制適合油の品質確保のための国際規格作り

規制適合油は、軽油や重油などの複数種の燃料をブレンドすることが想定されるが、この場合において、燃焼性の悪化などエンジン等への悪影響を防止するため、規制適合油の国際規格策定をIMOから国際標準化機構（ISO）に対して要請する。

③ 規制適合油を入手不可能である場合の船社の対応を明確化

規制適合油を入手不可能だった場合に、船社は船籍国政府等への報告が必要であるが、統一的に規制を実施するため、当該報告の具体的な書式や記載内容を定める。

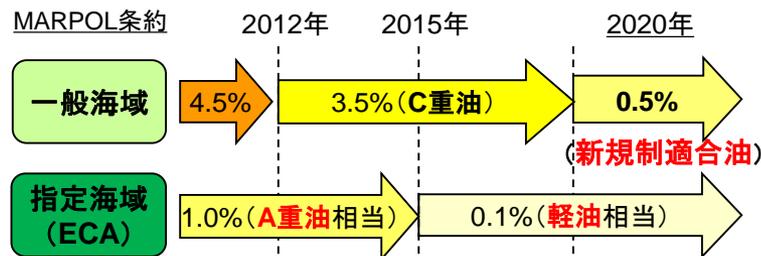
<問合せ先>
代表 03-5253-8111
海事局 海洋・環境政策課 宮坂・谷倉
内線:43926、43927
直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644
総合政策局 海洋政策課 井上・藤岡
内線: 24362、24363

(別紙1)SOx排出の国際規制(燃料油の硫黄分濃度規制)の概要

硫黄酸化物(SO_x)の規制(海洋汚染防止条約附属書VI): 2008年採択

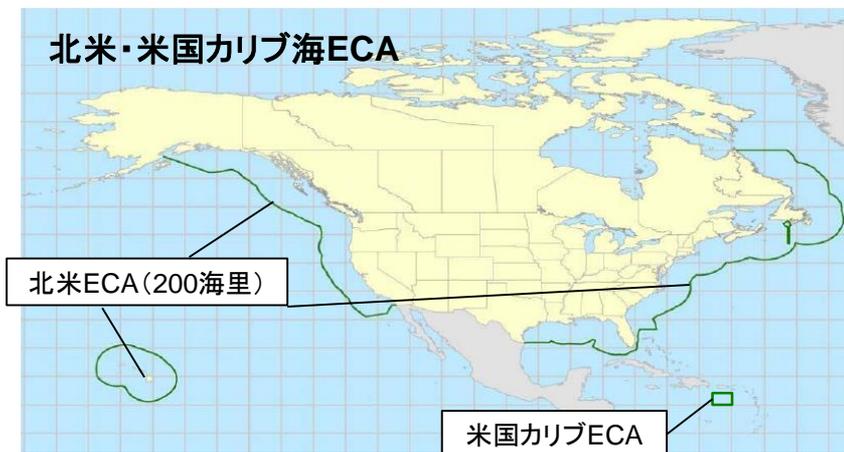
- 排ガス中のSO_xは、燃料油に含まれる硫黄分(S分)の濃度に依存するため、これを規制。
- 一般海域と指定海域(ECA: Emission Control Area)において、それぞれ段階的に規制強化。(指定海域: 北米、米国カリブ海、北海・バルト海)
- 一般海域の0.5%の**規制開始時期**は、**MEPC70(2016年10月)**で、IMOに設置された専門家部会(SC)が作成した情報(規制適合油の世界の需給予測)に基づき、**2020年1月に決定**。

段階的に硫黄分濃度規制の上限値を強化



これを受け、PPR4(2017年1月)より、船舶燃料油の硫黄分濃度規制の強化の統一的な実施に向けた検討が開始。

北米・米国カリブ海ECA



北海・バルト海ECA





◆ 国際海運からのブラックカーボン排出に関する検討

【経緯】

船舶から排出されるすす等のブラックカーボン(BC)が北極域の環境に与える影響の実態を把握するため、IMOの要請により各国が実施中のBCの計測結果を報告するための統一様式案が作成されました。

【審議結果】

今次会合では、我が国が実施した実験室内及び船上でのBCの計測結果^(注)に基づき、再現性のある適切な計測方法の特定に向け、以下を提案しました。

① 前回会合で作成された計測結果の統一様式案のデータ項目の見直し

② さらなる計測データの拡充

審議の結果、関心がある国がさらなる計測を行うとともに、統一様式案のデータ項目の見直しについては、今次会合以降、メールベースでの意見交換(コレスポネンスグループ:CG)を行い、次回会合に報告することになりました。

(注)(国研)海上・港湾・航空研究所 海上技術安全研究所が実施

◆ 排ガス再循環システム(EGR)排水ガイドラインの策定に関する検討

【経緯】

船舶からの窒素酸化物(NOx)の排出は海洋汚染防止条約で規制されていますが、その排出を抑制するための装置である「排ガス再循環システム(EGR)」の運転に伴い発生する冷却水の排水方法がこれまで定められていませんでした。

【審議結果】

今次会合では、適切な排水管理のため、我が国より以下を含む排水ガイドラインの素案を提案しました。

① 排水中の水素イオン濃度(pH)のモニタリング実施

② 発生した残渣量の記録の実施、等

日本提案をベースに審議を行った結果、ガイドライン案が最終化されました。今後、承認のため、MEPC71(2017年7月開催予定)に報告される予定です。